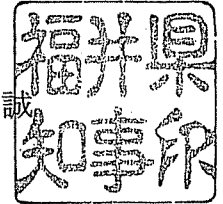




19環政第1063号  
平成20年5月21日

国土交通省近畿地方整備局長  
布村 明彦 様

福井県知事  
西川 一



九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価方法書に関する  
環境の保全の見地からの意見について

平成19年12月6日付けで提出のあったみだしの方法書について、環境影  
響評価法第10条第1項の規定により、別添のとおり意見を述べます。

(別 紙)

九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に係る事業実施区域は、背後にブナ自然林が広範囲に分布し、クマタカ等の稀少猛禽類が生息する自然環境が豊かな地域であり、集水域には、特に自然環境を保全する必要がある地域として、福井県自然環境保全条例（昭和48年福井県条例第1号）により指定された檜俣自然環境保全地域が存在している。また、当該地域およびその周辺は、登山、溪流釣り、自然探勝などの場として、年間を通じ多くの利用者が訪れている。

また、当該事業計画は、満水時には約94ヘクタールと広い範囲が水没するとともに、大規模なトンネル構造を有する導水施設を設置する計画となっている。さらに、洪水調整専用のダムであるため、洪水時にのみ一時的に貯水し、貯水量が大きく変動し、供用前には、試験湛水を行うこととしている。

このような地域特性および事業特性を踏まえ、動植物および景観等への影響について、十分考慮する必要がある。

このため、方法書に記載されている事項に加え、以下の事項に十分配慮し、環境影響評価を適切に行うことが重要である。

## 1. 環境影響評価の実施に係る総括的事項について

(1) 当該事業計画は、環境影響評価が全国的に例がない洪水調整専用のダムに関する計画である。

このため、環境影響評価の実施に当たっては、環境のみならず事業特性に精通した専門家からなる委員会を設けるなどにより、環境影響に係る専門家の意見を求めること。

また、予測に関する知見が十分に蓄積されていない手法を用いる場合には、予測の不確実性の程度および不確実性に係る環境影響の程度を明らかにすること。

(2) 供用前の試験湛水は、生態系に与える影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、環境保全措置の検討に当たっては、その影響が最大限回避・低減されるよう実施方法について十分に検討すること。

## 2. 環境影響評価の項目等について

- (1) 貯水域等の活用として大規模な集客施設を設置するなど、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業を本事業と併せて実施する場合には、その影響についても環境影響評価を行うこと。
  - (2) ダムの堤体の工場の影響については、工事内容によってその影響が異なることから、具体的な工事内容を踏まえて、適切に項目を選定すること。  
なお、事業実施区域は、大気汚染物質が滞留しやすい地形であることから、窒素酸化物等の影響について、十分考慮すること。
  - (3) 事業実施区域周辺には、旧鉱山が存在し、地盤に自然由来の重金属等の有害物質が含有するおそれがあることから、以下により適切に項目を選定すること。  
特に、下流域に上水用の水源井戸などがあることから、人の健康に影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要である。
- ① ダムの堤体の工事および導水施設の建設の工事等により、河川および地下水の水質に影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について調査・予測・評価の対象とすること。
  - ② 建設発生土処分場の跡地の存在により、土壌汚染が生じるおそれがあるため、その影響について予測・評価の対象とすること。
- (4) 洪水時の貯水が長期にわたる場合には、水温および富栄養化等に影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について予測・評価の対象とすること。
  - (5) ダムの堤体の下流では、地下水を利用しており、ダム堤体の存在および試験湛水により地下水の水位に影響を及ぼすおそれがあるため、その影響について予測・評価の対象とすること。
  - (6) 導水施設は、濃尾活断層系の一部を構成する温見断層を横断する計画となっていることから、以下により適切に項目を選定すること。
    - ① 温見断層は、重要な地形及び地質として、現地調査を行うとともに、導水施設の建設の工事による影響についても予測・評価を行うこと。
    - ② 温見断層が形成された際に封じ込められた地下水は、溶存酸素量が少ないおそれがあるため、その影響について調査・予測・評価の対象とすること。

- (7) 森林が広範囲にわたり損なわれる場合には、二酸化炭素の吸収源に及ぼす影響が著しいものとなるため、その影響について予測・評価の対象とすること。

### 3. 調査、予測および評価の手法について

- (1) 平成16年福井豪雨により、事業実施区域およびその周辺は大きな影響を受けていることから、現地調査の結果については、豪雨の発生前後に分けて整理することなどにより、その影響の程度を明らかにすること。

また、予測および評価に当たっては、福井豪雨の影響を十分に踏まえて、適切な時期および手法を採用すること。

- (2) 予測の対象とする時期については、Ⅰ期工事完成後の暫定運用段階とⅡ期工事完成後の運用段階で予測の前提条件が大きく変化するおそれがあるため、暫定運用期間が長期にわたる場合には、暫定運用段階を含めること。

- (3) ダムの堤体の工事等に伴う騒音・振動の影響の調査・予測・評価に当たっては、資材等の主要な運搬ルートが北陸自動車道、国道158号または県道武生美山線を経由し、その影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合には、その沿道に面する地域も対象とすること。

- (4) 事業実施区域周辺では、飲用水や温泉などとして地下水が広く利用されていることから、地下水の利用の状況の調査に当たっては、聴き取りを基本とし、この結果を踏まえ、地下水に係る予測・評価を行うこと。

- (5) 動植物および生態系の調査に当たっては、現地調査を基本とし、以下により適切に実施すること。

特に影響を受ける貯水域、建設発生土処理場など土地の改変部分および下流河川については、十分な調査を実施すること。

また、動物の重要な種および注目すべき生息地、植物の重要な種および重要な群落、地域を特徴づける生態系の選定に当たっては、文献等による調査および現地調査の結果を踏まえるとともに、その選定理由を明らかにすること。

- ① 調査時期については、調査対象種の生態等を十分考慮すること。

特に季節変化に伴い移動や発生を繰り返す鳥類および昆虫類については、2週間間隔で確認される生物種が変化するため、調査時期に配慮すること。

② 稀少猛禽類については、生息状況を網羅できる調査定点を設定するとともに、通年の調査を実施すること。

特に事業実施区域内に生息する可能性が高いクマタカについては、営巣地を特定するなど行動圏、生活史を含む生態の調査を十分に行い、その結果をもとに予測・評価を行うこと。

③ 流況の変化に特に影響を受けやすい攪乱依存型かくらんの重要な種（タコノアシ等）については、必要に応じて、天神橋下流も調査範囲に含めること。また、影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合には、予測・評価の対象とすること。

④ 旧鉱山跡など特殊な環境が存在する場合には、適切な調査手法を採用すること。

(6) 動植物および生態系の影響の予測・評価に当たっては、試験湛水を含めて行うこと。

特に水生生物（水際の生物を含む）への影響については、流水域および止水域に生息または生育する種に分けて予測・評価を行うこと。

また、大規模な改変に伴うクマ等の行動圏の変化や外来生物の侵入などによる生態系への影響についても配慮すること。

(7) 景観への影響の予測・評価に当たっては、県道松ヶ谷宝慶寺大野線および住民が日常的に生活する空間についても、主要な眺望点として配慮すること。

(8) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査・予測・評価に当たっては、足羽川およびその支川が多く釣りの者や水遊びの場として利用されていることから、その利用への影響も対象とすること。

(9) 廃棄物等の予測・評価に当たっては、建設工事に伴う副産物に既存構造物の解体に伴う産業廃棄物および伐採木を含めること。

また、試験湛水ならびにダムので体の存在および供用等において発生する堆積土砂および流木等も対象とすること。

なお、廃棄物等は3R（発生抑制、再使用、再生利用）の観点が必要であるため、発生量、再使用量、再生利用量、中間処理量および減量化量を一連のものとして把握すること。

#### 4. 環境影響評価準備書の作成について

(1) 調査・予測の地点および時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。

特に河川に係る水質、動植物および生態系の対象地域を天神橋までとした理由について、具体的に明らかにすること。

- (2) 現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。
- (3) ダムの堤体、分水堰および付替え道路等の位置や構造など、当該事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容を明らかにすること。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。
- (5) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。